

みどりの環境整備支援事業 自伐林家等林業機械レンタル

事業のポイント

原木需要に対して、県内の木材加工施設等が必要とする原木を確保するため、**自伐林家等小規模林業を実践する者**が行う原木生産に必要な林業機械等のレンタルを支援することにより、**原木の増産**を図ります。

また、原木の安定供給のため、補助事業により生産された原木は、**県内に住所を有する原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等へ優先して供給（出荷）**していただくことにより、地域に必要な原木生産の一翼を担う林業就業者として活躍していただき、森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進します。

【事業の内容等】

実施主体：高知県小規模林業推進協議会の会員

補助事業者：市町村（実施主体は、市町村（補助事業者）に補助金交付申請を提出）

補助対象経費：原木の生産に必要な林業機械レンタル及び回送に要する経費
（ただし、消費税及び返却時の修繕費等を除く）

補助対象機械等：バックホウ(0.25m³規格(旧JIS)相当以下)、林内作業車、ダンプトラック等
原木の生産・集材・運搬に必要な機械。

補助率：2分の1以内

補助金額の上限は林業機械の種類で2通りに区分。

① 補助金額の上限：15万円/月・台

対象機械：バックホウ（グラップル付き含む）、普通トラック、
ダンプトラック、トラッククレーン、林内作業車

② 補助金額の上限：10万円/月・台

対象機械：上記①以外の林業機械（バックホウ(6t未満)、ブレーカ等）

レンタル期間：3ヶ月以内

採択要件

(1) 補助事業により生産された原木は、県内に住所を有する原木加工流通施設等[※]へ優先して供給（出荷）しなければなりません。

(2) レンタルにより新たに小規模林業に取り組む方は問題ありませんが、既に原木を生産している方は過去3年間（生産量が「0」の年も含む）の平均生産量を上回る原木の生産をしていただく必要があります。

ただし、当年度の計画が作業道開設のみの場合は、当該作業道を利用して搬出する次年度の素材生産量により判断します。

(3) 対象となる樹種は、スギ・ヒノキ・広葉樹（木炭・椎茸栽培用含む）とします。

(4) 安全な施業を実施するために、事業主体は、レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得してください。

(5) **以下の場合、事前に変更申請の手続きが必要です！！**

補助金の申請後に、レンタル機械が変更・追加・廃止になる場合は事前に変更申請が必要です。

また、補助金額の増加及び30パーセントを超える減額となる場合も事前に変更申請が必要です。

(6) **以下の場合、事前工期延長の手続きが必要です！！**

補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事前に工期延期届が必要です。

(7) 機械は法人登録されたレンタル会社等からレンタルしてください。（個人が所有するレンタル機械は対象となりません。）

実施主体と異なる氏名（団体名など）での見積書・請求書・領収書・契約書は認めません。

(8) レンタルの費用の補助残は自己負担でお願いします。（他の補助事業との重複禁止）

(9) 補助事業の申請等に使用した関係書類は、5年間大切に保管して下さい。

※1 上記(1)の「原木加工流通施設等」とは、原木市場、製材工場、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含みます。

※2 上記採択要件については、変更になる場合があります。

【利用上限年数の設定】

補助事業の利用上限年数は、平成27年度から通算して3年間となります。

（例：H28・R2・R4年度の通算3年間利用した場合は、令和6年度は利用できません）